

唐津市財政計画

期間：令和2年度～令和6年度

令和2年3月

唐津市

< 目 次 >

(頁)

| | |
|-----------------------|----|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 これまでの取組み | 3 |
| 3 財政計画の考え方 | 12 |
| 4 計画実現のための主な取組み | 14 |
| 5 収支見通し | 21 |
| 6 おわりに | 30 |
| 資料 | 31 |

1 はじめに

唐津市は、平成17年1月1日及び平成18年1月1日に1市6町2村で合併し、現在に至っています。

合併後これまでの間、合併前に新市の将来を見据え策定した「新市建設計画」、その理念を引き継いだ「第1次唐津市総合計画」をもとに、地域の一体感醸成や市全体の均衡ある発展に取り組み、さらに平成27年3月には、「第2次唐津市総合計画」を策定し、市民、地域との連携により、本市の均衡ある継続的な発展と新たな時代に対応した魅力的な唐津を創造するための施策に取り組んできました。

行財政運営については、合併直後から「唐津市行政改革大綱」、「唐津市財政計画」、「唐津市定員適正化計画」などを定め、さらに平成28年には「唐津市公共施設等総合管理計画」及び「唐津市行政マネジメントアクションプラン」を、平成30年には「唐津市公共施設再配置計画」を定め、職員数の適正化による人件費抑制、組織機構の見直し、民間委託への積極的取組み、公共建築物の保有量の適正化など、さまざまな手法により経費削減や市政運営の効率化に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成27年度からは地方交付税の合併特例措置の段階的な縮減が始まり、平成26年度交付税額をもとに算定したところ、令和2年度単年度でみた場合には、約24億円の縮減、また段階的に縮減される5年間の影響額の総計は約62億円となっています。国において、合併後の市町村の実情を把握したうえで、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映させる措置が行われたため、合併当初に見込んでいた影響額の総計約125億円と比べ、その影響は緩和されたものの、今後の人口減少や少子高齢化による集落機能の低下、産業振興と雇用確保、安全・安心なまちづくりといった、本市が「第2次唐津市総合計画後期基本計画」に基づき取り組むべき多くの課題が残る中、財政状況は厳しくなっていくことが予想されます。

このような財政状況の見通しの下、これまでのように幅広い行政サービスを維持していくことは、非常に困難な状況となってきます。ごきょうの一つ「らいき（王制）」には「三十年の通を以て、国用を制し、入るを量りて、以て出ずるを為す」とあり、「三十年間の平均で、国の予算を組み立てるようにし、まず収入をよく押さえてから支出を計画する」と記されています。この言葉にあるように「歳入あっての歳出」であり、歳入の減少に対して

は、減少が見込まれる歳入以外の歳入を伸ばすか、歳出を削減するかの大きく分けて二通りの手法が考えられます。

しかしながら、国の実体経済は、緩やかな回復基調にあるものの、地方においてこれを実感するほどではなく、大幅に歳入を伸ばすということは非常に困難であり、また、貴重な財源である基金の残高も減少している中、必然的に歳出を削減する策を講じる選択をとらざるを得ず、これまで幅広く提供していた行政サービスの「選択と集中」を行うことによって、これまで以上に歳出の削減に取り組む必要があります。

さらに、合併特例債の活用期限が令和7年度まで延長されたこと及び令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2次唐津市総合計画後期基本計画」が策定されることから、「第2次唐津市総合計画後期基本計画」の終了年度である令和6年度までの財政運営の方向性を示すものとして、「唐津市財政計画」を策定しました。

2 これまでの取組み

«財政改革の歩み»

本市の財政運営は、「唐津市総合計画」、「唐津市行政改革大綱」、「唐津市財政計画」等により、地方交付税の合併特例措置及び合併特例債の措置が講じられる期間に地域の一体感醸成、地域格差の解消などに目処をつけ、持続できる財政基盤を確立していくことを目指してきた。

特に財政運営上は、合併して10年経過後となる平成27年度以降、地方交付税が段階的に縮減されることを踏まえた上で、様々な取組みを行ってきている。

●前財政計画の目標(平成 25 年 12 月策定)

※ 計画期間:平成 26 年度～令和 2 年度

1 都市規模にあった財政運営

- ① 予算規模 700億円以下
- ② 3つの基金の確保 令和2年度末 50億円以上

※財政調整基金、公共施設整備基金、響創のまちづくり基金の計

2 経常経費の削減、施策・投資的経費の選択と集中

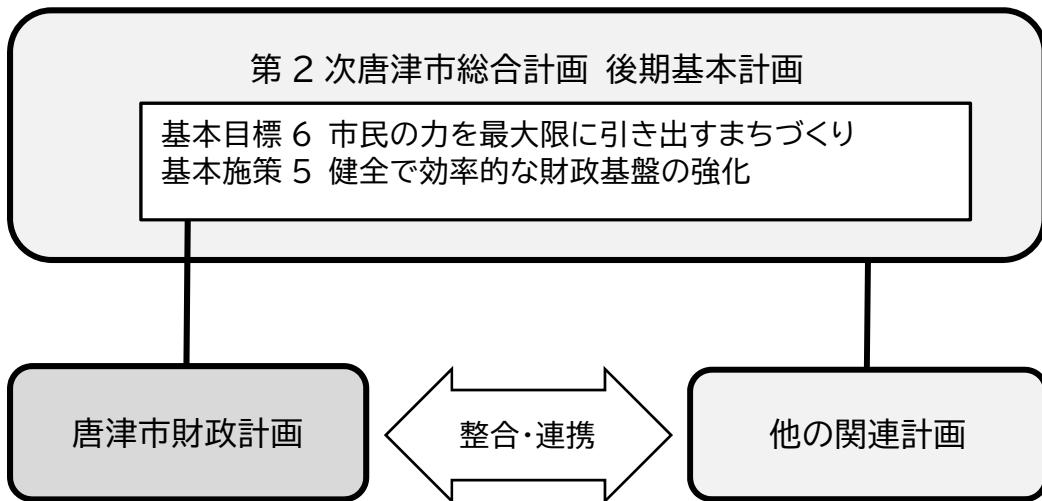
- ① 経常収支比率 令和2年度末 90.0%以下

3 市債残高(純借入残高)の漸減

- ① 市債残高(一般会計) 令和2年度末 911億円
- ② 純借入残高(一般会計) 令和2年度末 263億円
- ③ 実質公債費比率 令和2年度末 17.0%未満

※地方債発行の許可団体:18.0%以上

«総合計画との相関図»



«その他の行政改革の取組み»

(1)唐津市定員適正化計画

平成 17 年 12 月策定

計画の期間: 平成 17 年度から10年間

計画の目標: 平成 27 年度当初 職員数 1,343 人以内

(2)唐津市定員管理計画

平成 29 年 12 月策定

計画の期間: 平成 30 年度から 5 年間

計画の目標: 令和 5 年度当初 職員数 1,343 人以内

(3)唐津市公債費負担適正化計画

平成 18 年 12 月策定、平成 24 年 9 月再策定

- ・「根幹となるべき施策」を中心に均衡ある地域の発展に寄与する事業の選択
- ・将来にわたる財政負担の見通しを踏まえ、適正な投資の実施
- ・原則、交付税措置のある起債を活用
- ・一般会計繰出金は、基準内繰出を原則とし、基準外繰出は公営企業の経営改善等により減額を実施

(4)唐津市行政マネジメントアクションプラン

平成 28 年 4 月策定

計画の期間:平成 28 年度～令和元年度

- ・地域の個性を発揮させるための体制整備を目指す
- ・職員の育成と働きやすい環境づくりを目指す
- ・経営資源「ヒト・モノ・カネ」の適正配分と有効活用を目指す
- ・健全で持続可能な財政運営を目指す
- ・市民と行政の連携・協働による公共サービスの確保を目指す

(5)唐津市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 8 月策定

計画の期間:平成 28 年度～令和 16 年度

計画の目標:公共建築物の削減目標 14.7 万 m²(計画期間内の更新対象面積
44.6 万 m²の 33%相当、全体保有面積の 18.5%相当)以上

～これまでの財政状況～

«表1:歳入内訳» (億円)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市 税 | 123.2 | 122.7 | 125.0 | 126.8 | 125.7 | 126.4 |
| 地 方 交 付 税 | 218.9 | 214.9 | 208.0 | 199.8 | 191.3 | 187.1 |
| 国 庫 支 出 金 | 96.9 | 106.0 | 108.6 | 92.8 | 99.7 | 109.3 |
| 県 支 出 金 | 77.9 | 63.6 | 64.9 | 58.1 | 70.1 | 58.7 |
| 諸 収 入 | 16.3 | 16.1 | 16.0 | 17.7 | 28.2 | 16.8 |
| 市 債 | 70.3 | 100.5 | 120.6 | 69.2 | 83.7 | 73.0 |
| そ の 他 | 81.9 | 87.2 | 129.7 | 142.0 | 141.5 | 141.2 |
| 合 計 | 685.4 | 711.0 | 772.8 | 706.4 | 740.2 | 712.5 |

※普通会計:H30までは決算統計、R1は見込み。

歳入の状況をみると、市税については景気に左右される面があるため、増減があるが、おおむね横ばいの状況が続いている。

地方交付税は、平成27年度以降、合併算定替えの段階的な縮減措置により、毎年度、減少している。国庫支出金については、臨時福祉給付金のほか、教育・保育施設給付費負担金や地方創生関連交付金の創設など、国の制度改革によるものが主である。

市債については、市道改良事業などの生活インフラ整備事業をはじめとする投資的経費の財源となるものと、地方交付税の原資が不足した場合に発行が許可される臨時財政対策債が主である。平成27年度は地域医療センターエリアの中核施設となる唐津赤十字病院の移転事業に係る補助事業や防災情報ネットワーク整備事業、平成28年度は地域医療センターエリア用地取得事業や、防災情報ネットワーク整備事業のほか、老朽化した給食センターを統合した東部学校給食センター整備事業により、それぞれ増加している。

歳入増加策としては、収納率向上対策本部を設置し、市税等の滞納状況、滞納整理状況の把握に努め、収納率向上の方策の検討を行っているほか、コンビニ収納やインターネットによる公売及び県との連携による徴収強化等、さらなる税収の増加のための取組みを行ってきた。また、ホームページや市報、ごみ袋等への有料広告といった財源確保にも取り組んでいる。

«表2:歳出性質別内訳» (億円)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人 件 費 | 107.5 | 105.0 | 106.6 | 104.7 | 103.8 | 106.8 |
| 物 件 費 | 76.5 | 79.8 | 97.4 | 113.2 | 111.7 | 109.3 |
| 維 持 補 修 費 | 3.0 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.0 | 2.8 |
| 扶 助 費 | 134.9 | 141.2 | 151.4 | 146.3 | 147.6 | 160.9 |
| 補 助 費 等 | 40.7 | 40.8 | 36.5 | 39.3 | 36.4 | 39.4 |
| 繰 出 金 | 80.2 | 84.2 | 81.8 | 81.2 | 79.0 | 79.7 |
| 投 資 的 経 費 | 112.7 | 137.2 | 161.9 | 92.9 | 130.2 | 104.2 |
| 公 債 費 | 89.2 | 85.5 | 83.2 | 83.3 | 80.6 | 78.1 |
| 積 立 金 | 16.6 | 10.9 | 25.4 | 19.3 | 30.7 | 23.6 |
| そ の 他 | 9.0 | 9.1 | 10.3 | 8.0 | 8.2 | 7.7 |
| 合 計 | 670.3 | 697.0 | 757.8 | 691.5 | 731.2 | 712.5 |

※普通会計:H30までは決算統計、R1は見込み。

一方、歳出に目を向けると、人件費については、多少の増減があるものの、おおむね横ばい状況が続いている。また、職員数も、平成27年度以降、おおむね横ばいの状況となっている。

«表3:職員数の推移»

(人)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職 員 数 | 1,371 | 1,342 | 1,339 | 1,346 | 1,334 | 1,335 |

※各年4月1日を基準とする職員数(特別職を除き、育休代替任期付職員を含む。)

扶助費は、平成27年度に子ども・子育て支援法の施行による施設型給付が開始されたほか、平成28年度には臨時福祉給付金給付事業により増加し、平成29年度に若干減少したものの、障害福祉サービス費の増のほか、令和元年度からの保育料無償化による影響等により、再び増加している。

投資的経費については、平成27年度及び平成28年度に地域医療センターエリア整備事業や防災情報ネットワーク整備事業、東部学校給食センター整備事業等の推進を図ったことにより増加しており、平成29年度には若干減少したものの、平成30年度には、かんきつ集出荷貯蔵施設整備事業補助や高機能消防指令センター更新整備のほか、新唐津市保健センター等整備といった事業を実施したことから、再び増加している。

繰出金については、国民健康保険事業への財政支援的な繰出金をはじめ、介護保険事業に対する制度上の繰出金、上水道事業や公共下水道事業などに対する事業実施に伴う繰出しを行ったものであり、平成27年度には特別養護老人ホーム宝寿荘の民間譲渡に伴う売払代金を、宝寿荘整備に係る市債償還財源として繰出しを行ったため増加した。なお、平成30年4月の国民健康保険事業の広域化後、国民健康保険事業への財政支援的な繰出ちは行っていない。

物件費では、事務用品購入などの内部経費については、抑制に努めているが、平成28年度以降ふるさと寄附金事業の推進による返礼品や委託費等の経費増の影響が大きく、増加傾向にある。

補助費については、ほぼ横ばいで推移している。

«表4:予算規模の推移»

(億円)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予 算 額 | 599.0 | 666.9 | 692.1 | 660.4 | 674.4 | 678.0 |

※毎年度一般会計当初予算(H29のみ6月補正後予算)

予算規模については、前計画の目標である700億円以下を維持している。

«表5:一般会計基金残高の推移»

(億円)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財 政 調 整 基 金 | 32.1 | 38.0 | 30.1 | 25.5 | 20.5 | 10.5 |
| 公 共 施 設 整 備 基 金 | 22.2 | 24.3 | 23.1 | 22.3 | 17.6 | 12.9 |
| 響創のまちづくり基金 | 42.8 | 42.3 | 41.8 | 37.2 | 48.6 | 37.4 |
| 繰入運用除く | 28.6 | 30.7 | 31.8 | 28.8 | 41.8 | 32.2 |
| 小 計 | 97.1 | 104.6 | 95.0 | 85.0 | 86.7 | 60.8 |
| 繰入運用除く | 82.9 | 93.0 | 85.0 | 76.6 | 79.9 | 55.6 |
| その 他 特 定 目 的 基 金 | 51.8 | 43.8 | 42.4 | 45.5 | 44.8 | 53.7 |
| 合 計 | 148.9 | 148.4 | 137.4 | 130.5 | 131.5 | 114.5 |

※定額運用基金は除く。R1は見込み。

基金のうち、財源不足の補てんに活用する財政調整基金については、平成27年度以降の地方交付税の段階的な縮減に備えるため、積み増しを着実に行ってきましたことから、平成27年度にその残高のピークを迎えた後、減少に転じている。

前計画の目標として、財政調整基金、公共施設整備基金、響創のまちづくり基金(繰入運用除く)の令和2年度末における合計額50億円以上については、令和元年度末での合計額見込みが55億6千万円の見込みであり、目標額を維持している。

«表6:市債残高の推移»

(億円)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市債残高 | 782.2 | 806.2 | 851.0 | 842.8 | 850.9 | 850.1 |
| うち純借入残高 | 247.9 | 249.5 | 249.5 | 240.6 | 240.1 | 241.4 |

※元金のみ。R1は見込み。

市債残高については、新市の均衡ある発展を進めるため、合併特例債の発行によるインフラ整備を進めた結果、平成26年度782億円から令和元年度では850億円と増加しているものの、交付税算入額を減じた純借入額では、平成26年度248億円から令和元年度では241億円と減少しており、前計画における目標値である令和2年度末純借入残高263億円に対し、目標内で推移している。

«表7:経常収支比率の推移(類似団体比較)»

(%)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 唐津市 | 88.7 | 88.0 | 90.7 | 91.2 | 91.7 | 92.4 |
| 類似団体 | 90.8 | 88.5 | 90.5 | 90.8 | - | - |

※H30までは決算統計による。R1は見込み。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成30年度決算で91.7%であり、適正な水準といわれる75%程度より高いものの、類似団体との比較では、ほぼ同様の水準で推移している。

«表8:実質公債費比率の推移(類似団体比較)»

(%)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 唐津市 | 16.2 | 15.2 | 14.1 | 13.5 | 13.0 | 12.3 |
| 類似団体 | 7.1 | 7.2 | 8.6 | 8.2 | - | - |

※H30までは決算統計による。R1は見込み。

公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は、平成30年度決算で、13.0%であり、市債の発行に許可が必要となる18.0%を下回っているものの、類似団体と比較すると高い水準で推移している。

《総 括》

これまでの財政状況は、人件費、基金残高、市債残高については、概ね順調に推移している。また、物件費や普通建設事業費などの経費については、予算編成等において、行政内部経費の削減など、さまざまな取組みを行ってきたところである。

しかしながら、今後の財政運営については、地方交付税の合併特例措置の終了への対応だけでなく、社会保障関係経費の増加、施設の老朽化に伴う更新費用や維持補修経費の増加が予想されることから、持続可能な財政運営に向けた対応策の確立が喫緊の課題となっている。

※1 経常収支比率：財政構造の弾力性を計る指標といわれ、人件費、扶助費、公債費等義務的経費いわゆる経常的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されるかを指標化したもの。

※2 実質公債費比率：標準的な自治体の収入に対する負債返済の割合を示す指標で、この比率が18%以上の団体は市債の借り入れについて許可が必要となる。

※3 類似団体：全国の市町村を人口規模と産業構造で細分化し、その中で同じ分類となつた市町村のことを指す。本市と類似団体といわれる主な市には、熊本県八代市、鹿児島県鹿屋市等がある。

3 財政計画の考え方

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、合併特例措置期間終了による普通交付税の減並びに合併特例債の活用期限の延長に対応しながら、持続可能な行政サービスの提供を行うため、市税収入をはじめとする歳入及び「第2次唐津市総合計画後期基本計画」と連動した歳出の見通しを中期的な観点から示しながら、計画的な財政運営を推進するために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「第2次唐津市総合計画後期基本計画」の実現に向けた施策を財政的な観点から構築していくものであり、より実効性を高めるためのものです。

(3) 計画における会計

この計画における会計は、特に指定していないものについては、一般会計を基本とします。

(4) 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(5) 計画の基本目標

- ① 持続可能な財政運営
- ② 経常経費の削減
- ③ 市債残高(純借入残高)の適正管理

(6) 具体的な取組み

持続可能な財政運営に向けて、歳出経費のうち、大きな割合を占める人件費、物件費、補助費等について重点的に抑制していきます。特に、「施設の維持管

理に要する経費」については、「唐津市公共施設等総合管理計画」に基づき保有量の削減を推進することで抑制を図ります。

投資的経費については、今後の人口減少社会を見据え、過剰な投資とならないよう努めるとともに、地域経済下支えのためにも、一定規模を維持します。

また、市が実施している既存の事業の事業手法を含め、ゼロベースで再検討を行い、「第2次唐津市総合計画後期基本計画」に基づき、中長期的な施策の方向性や優先度を踏まえ、真に必要とされている事業に重点的に取り組みます。

(7) 計画の見直し

この計画は、策定時点における現行の基準に基づき試算し、作成したものです。そのため、今後、国による地方財政制度の見直し等、唐津市の財政運営に大きな影響があると判断される場合には、必要に応じてこの計画を見直していくこととします。

4 計画実現のための主な取組み

(1) 持続可能な財政運営

目標:3つの基金残高 50 億円以上(令和6年度末)

※前財政計画における基金残高の目標

令和 2 年度末→50 億円以上 実績:令和元年度末見込み 55.6 億円

目標:投資的経費 100億円以下(令和6年度)

① 3つの基金の確保

これまでも、「財政調整基金」「公共施設整備基金」「響創のまちづくり基金」の3つの基金残高の確保を図ることで、安定した財政運営に努めてきました。計画期間中において貴重な財源である基金を有効に活用しながらも、引き続き、一定規模の基金残高確保に努めます。

② 投資的経費の抑制

投資的経費については、今後の人口減少社会を見据え、過剰な投資となるないように努めるとともに、地域経済下支えのためにも、一定規模を維持します。

また、公共施設の整備については、真に必要とされる施設について整備を行うものとし、次の計画によるものとします。

(ア)第2次唐津市総合計画後期基本計画に位置づけられている事業を基本とします。

(イ)既に事業化し現在展開中の事業については、優先的に取り組み、着実な事業完了を目指します。

(ウ)現在事業化の準備段階にあるものや、新たな事業化または計画化が

想定されている事業については、第2次唐津市総合計画後期基本計画における緊急度・優先度等の観点から着手時期を判断するものとします。

(エ)現時点では想定できないものの、緊急度や優先度が高いと判断される事業が生じた場合は、年次毎の投資規模の範囲内での事業間調整や事業費の年度間調整などにより、着手時期を判断するものとします。

(オ)事業規模等の精査については、社会経済情勢の動向を踏まえながら、毎年度の予算査定の中で行います。

(2) 経常経費の削減

目標：経常収支比率 90.0%以下への改善(令和6年度末)

※前財政計画における経常収支比率の目標

令和2年度末→90.0%以下 実績：令和元年度末見込み 92.4%

※望ましいとされている比率：75%以下

普通交付税の合併特例措置期間終了に伴い、経常一般財源の大幅な増加は見込めないことから、今後、経常収支比率は悪化していくことが見込まれますが、今後より一層の経常経費の削減を図り、90.0%以下を目指します。

○歳入増加の取組み

① 収入の確保及び適正な債権管理の実施

市税のほか、新たな収入の確保に引き続き取り組みます。また、早期滞納処分など、適正な債権管理に努めます。

◆重点項目：収入の確保

- ・口座振替制度の推進
- ・コンビニ収納の推進
- ・キャッシュレス決済の推進
- ・早期滞納処分の実施
- ・自動販売機の設置許可に伴う公募方式の実施
- ・ネーミングライツ制度の導入（令和元年度～）

② 受益者負担の適正化

各種使用料等については、市民間の公平性の確保を図るという観点からも、適時適切に、見直しを行います。

◆重点項目：各施設等の受益者負担見直し

- ・水道料金の改定（前回改定：平成30年4月）

- ・下水道使用料の改定(前回改定:令和元年10月)
- ・各種施設の使用料見直し検討

③ 市有財産利活用の推進

未利用市有財産の早期売却に努めるほか、貸付等による有効活用を図ります。

◆重点項目:普通財産の処分推進

○歳出削減の取組み

① 人件費の適正化

これまで、職員数については、平成17年12月に策定した「唐津市定員適正化計画」に基づき、平成17年4月1日(1,689人)から平成27年4月1日(1,342人)までに、347人の削減を行ってきましたが、今後は、行政サービスの低下や市政運営に支障をきたさないことを念頭に、平成29年12月に策定した「唐津市定員管理計画」に基づき、適正な規模を確保しつつ、組織機構の見直しや業務改革を進めることで、人件費の適正化に努めます。

◆重点項目:職員数及び職員給与の適正化

《職員数の推移(見込み)》 (百万円、人)

| | R2.4.1 | R3.4.1 | R4.4.1 | R5.4.1 | R6.4.1 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 給与費及び共済費 | 9,512 | 9,520 | 9,591 | 9,582 | 9,635 |
| 職員数 | 1,344 | 1,343 | 1,343 | 1,343 | 1,343 |
| うち再任用職員 | 60 | 55 | 50 | 68 | 51 |

※数値は、正規職員(再任用職員を含む。)の推移見込みに基づく全会計分で、
退職手当は含まない。

② 行政コストの削減

ICTの有効活用やアウトソーシングの推進など、行政事務の根本的な見

直しにより、事務の省力化、コスト圧縮を図ります。

◆重点項目：徹底した経費の節減

③ 公共施設維持補修経費の削減

「唐津市公共施設等総合管理計画」、「唐津市公共施設再配置計画」に基づく、最適な施設配置及び効率的・効果的な維持管理による、維持補修経費の削減と平準化を図ります。

◆重点項目：公共施設の保有量適正化

④ 補助金の見直し

平成31年2月に策定した「補助金の見直し方針」に基づき、各種補助金における行政負担のあり方を整理し、適正化を図ります。

◆重点項目：補助金の見直し検討

⑤ 繰出金の削減

特別会計・企業会計において、「独立採算の原則」を踏まえ、一般会計同様、「事業の選択と集中」、「経常経費の削減」を行うことで、一般会計からの繰出金の削減を図ります。

◆重点項目：経営の合理化による繰出金の削減

(3) 市債残高(純借入残高)の適正管理

市債を適切に活用しながら、併せて市債残高を適正に管理し、純借入残高の抑制を図ることで、後年度負担の軽減に努めます。

目標:令和 6 年度末市債残高 900 億円以下

※前財政計画における市債残高の目標

令和 2 年度末→911 億円 実績:令和元年度末見込み 850.1 億円

目標:令和 6 年度末純借入残高 300 億円以下

※前財政計画における純借入残高の目標

令和 2 年度末→263 億円 実績:令和元年度末見込み 241.4 億円

目標:令和 6 年度末実質公債費比率 15.0%未満

※前財政計画における実質公債費比率の目標

令和 2 年度末→17.0%未満 実績:令和元年度末見込み 12.3%

※地方債発行許可団体:18.0%以上

○起債の選択

起債借入に当たっては、高率の交付税措置のあるものを優先し、それ以外のものは抑制します。

- a 臨時財政対策債（交付税算入率:100%）
- b 災害復旧事業債（交付税算入率:【補助】95%、【単独】47.5%）
- c 辺地対策事業債（交付税算入率:80%）
- d 合併特例債（交付税算入率:70%）
- e 過疎対策事業債（交付税算入率:70%）
- f 緊急防災・減災事業債（交付税算入率:70%）

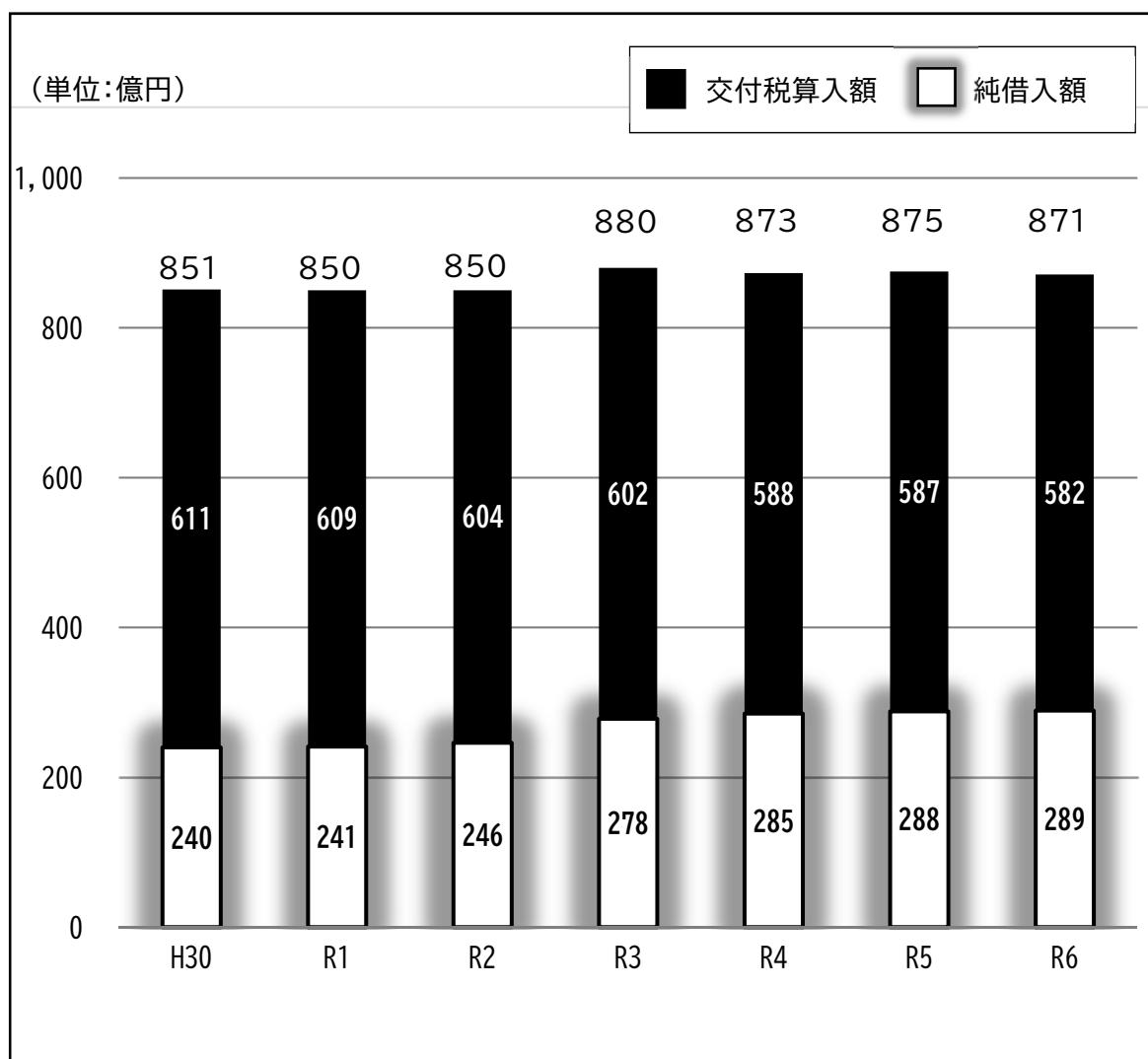
g 公共施設等適正管理推進事業債

(交付税算入率:【集約化・複合化】50%、【長寿命化・転用・立地適正化・ユニバーサルデザイン化】財政力に応じて 30%~50%、【市町村役場機能緊急保全】22.5%)

○市債残高の推移

(億円)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市 債 残 高 | 850.9 | 850.1 | 850.4 | 880.1 | 873.4 | 875.0 | 870.7 |
| うち純借入残高 | 240.1 | 241.4 | 246.3 | 277.7 | 284.8 | 287.7 | 289.2 |



5 収支見通し

(1) 財政計画収支試算

【歳入】

(億円)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 市 税 | 127.0 | 124.9 | 125.2 | 125.3 | 124.5 |
| 地 方 交 付 税 | 186.6 | 181.6 | 181.3 | 180.8 | 179.0 |
| 国 庫 支 出 金 | 104.3 | 101.0 | 99.4 | 105.8 | 101.8 |
| 県 支 出 金 | 60.1 | 68.6 | 61.0 | 62.4 | 61.5 |
| 繰 入 金 | 39.9 | 42.7 | 34.2 | 32.0 | 33.8 |
| うち財政調整基金 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| うち公共施設整備基金 | 7.0 | 20.6 | 9.4 | 5.1 | 5.0 |
| うち響創のまちづくり基金 | 20.2 | 7.0 | 10.0 | 12.0 | 14.0 |
| 諸 収 入 | 53.7 | 42.9 | 11.9 | 41.2 | 10.7 |
| うちモーターボート競走事業収入 | 40.0 | 30.0 | 0.0 | 30.0 | 0.0 |
| 市 債 | 77.0 | 106.7 | 70.5 | 79.3 | 75.5 |
| そ の 他 | 84.4 | 83.4 | 82.6 | 82.5 | 82.5 |
| 合 計 | 733.0 (693.0) | 751.8 (721.8) | 666.1 (666.1) | 709.3 (679.3) | 669.3 (669.3) |

※合計欄の()書きは、モーターボート競走事業収入を除いた当初予算額

【歳出】

(億円)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人 件 費 | 101.3 | 101.3 | 103.4 | 101.7 | 101.6 |
| 物 件 費 | 104.1 | 98.8 | 97.4 | 96.1 | 95.7 |
| 維 持 補 修 費 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| 扶 助 費 | 156.0 | 156.4 | 156.8 | 157.7 | 161.4 |
| 補 助 費 等 | 53.0 | 52.9 | 52.8 | 56.9 | 51.2 |
| 繰 出 金 | 70.7 | 69.4 | 69.5 | 69.4 | 68.1 |
| 投 資 的 経 費 | 103.2 | 139.6 | 82.8 | 93.9 | 86.0 |
| 公 債 費 | 81.4 | 80.4 | 80.4 | 80.5 | 82.5 |
| そ の 他 | 61.1 | 51.0 | 21.0 | 51.1 | 20.8 |
| 合 計 | 733.0 (693.0) | 751.8 (721.8) | 666.1 (666.1) | 709.3 (679.3) | 669.3 (669.3) |

※合計欄の()書きは、モーターボート競走事業収入に伴う積立を除いた当初予算額

【一般会計基金残高の推移】

(億円)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財 政 調 整 基 金 | 10.5 | 10.5 | 10.5 | 10.5 | 10.5 |
| 公 共 施 設 整 備 基 金 | 25.9 | 20.3 | 11.0 | 20.9 | 15.9 |
| 響創のまちづくり基金 | 37.2 | 45.3 | 35.4 | 38.5 | 24.6 |
| 繰 入 運 用 除 < | 33.6 | 43.3 | 34.4 | 38.5 | 24.6 |
| 小 計 | 73.6 | 76.1 | 56.9 | 69.9 | 51.0 |
| 繰 入 運 用 除 < | 70.0 | 74.1 | 55.9 | 69.9 | 51.0 |
| その 他 特 定 目 的 基 金 | 55.9 | 55.6 | 55.6 | 55.5 | 55.5 |
| 合 計 | 129.5 | 131.7 | 112.5 | 125.4 | 106.5 |

※定額運用基金を除く。

- 収支見通しは、予算ベースとし、経済対策等国県の財政出動に伴う財政需要は見込まない。
- モーターボート競走事業収入は利益処分確定後の繰入額であり、当初予算には含まれない。

(2) 財政計画収支試算の考え方

【歳入】

○ 市税

- 個人市民税は、緊急防災・減災のための税制措置(均等割500円増)が令和5年度で終了するため、令和6年度にその減額分を見込んだほか、納税義務者の減少率(年間△0.9%)を反映させた。また、法人市民税は、令和元年10月以降の事業年度に係る法人税割の税率が、12.1%から8.4%にかわることを考慮して見込んだ。
- 固定資産税は、地価の下落傾向は解消されつつあるものの、土地及び家屋については、過去の状況等を考慮し、若干の減少及び横ばいと見込んだ。償却資産については、投資促進のための施策の影響等を考慮し、横ばいでの推移を見込んだ。
- 軽自動車税の種別割は、課税車両の総台数は年々減少しているものの、新税率対象車両への買換えが進み、税収は堅調に伸びていることから、令和5年度までは伸び率を2%で見込み、人口の減少を考慮して、以降同額とした。また、軽自動車税の環境性能割は、自動車取得税にかわり令和元年10月から車両の環境性能に応じて課税されているもので、1年間の臨時の軽減措置(税率1%減)を考慮して見込んだ。
- 市たばこ税は、喫煙者数の減少に加え、令和2年度と令和3年度のたばこ税増税の影響を考慮し、課税本数8%減と見込み、令和4年度以降は一律6%減と見込んだ。

○ 地方譲与税

- 地方揮発油譲与税は、電気自動車、ハイブリッド車及び自動車の燃費性能向上等の影響により、引き続き減少するものと見込んだ。
- 自動車重量譲与税は、現時点の交付状況から見込み、令和2年度以降同額とした。
- 特別とん譲与税は、これまでの実績を考慮し、年間6,000千円と見込んだ。

- 森林環境譲与税は、税制改正に伴う譲与総額等を基準とし、面積割や人口割等の按分割合を考慮し見込んだ。
- 利子割交付金
 - 景気状況や国際情勢の影響を受け変動するが、現時点で増減に関わる社会的要因が不透明であることから、令和2年度以降同額とした。
- 配当割交付金
 - 景気状況や国際情勢の影響を受け変動するが、金融証券税制の動向等、増減に関わる社会的要因が不透明であることから、令和2年度以降同額とした。
- 株式譲渡所得割交付金
 - 景気状況や国際情勢の影響を受け変動するが、金融証券税制の動向等、増減に関わる社会的要因が不透明であることから、令和2年度以降同額とした。
- 地方消費税交付金
 - 令和元年10月の消費税引上げに伴い、地方消費税率が1.7%から2.2%となり、交付金額の増額が見込める。ただし、東京オリンピック後の景気後退も懸念されることから、令和4年度まで前年度3.0%減での推移を見込み、令和5年度以降は同額とした。
- ゴルフ場利用税交付金
 - ここ数年は交付額に若干の増減はあるが、33,000千円から34,000千円の間で推移しており、ゴルフ場利用状況等に大きな増減要因がないことから、令和2年度以降33,000千円と見込んだ。
- 環境性能割交付金
 - 自動車税の環境性能割は、自動車取得税にかわり令和元年10月から車両の環境性能に応じて課税されているもので、1年間の臨時の軽減措置（税率1%減）を考慮して見込んだ。
- 法人事業税交付金
 - 法人住民税の法人税割の税率引下げによる減収を補てんする目的で創

設され、令和2年度から交付される。法人事業税(県税)の5.4%が交付額で、交付基準は従業員数であるが、令和4年度までは経過措置を考慮して見込んだ。

○ 地方交付税

- 行政需要を測る算定経費(事業費補正を除く)については、令和2年度は、令和元年度の実績額に国の地方財政対策による対前年度伸び率を用いて算出した。令和3年度以降は、令和2年度の見込額に平成28年度から令和2年度までの一本算定の平均増減率を乗じて算出、さらに令和2年国勢調査による影響を加味して算出した。
- 事業費補正及び公債費は、現在までの借入額及び今後の借入見込額により、償還額の積み上げを行い算出した。
- 特別交付税は、令和2年度は、平成30年度の実績額に、法令に基づく増減見込額を加味して算出した。令和3年度以降は、令和2年度の見込額に、平成28年度から令和2年度までの平均増減率を乗じて算出した。

○ 国県支出金

- 現行制度のもとで、各課からのヒアリングに基づき、歳出の見通しに合わせて見込んだ。
- 国民健康保険基盤安定負担金については、平成30年度実績を参考に横ばいとした。
- 国民年金事務交付金については、第1号被保険者数の減により、前年度比△3%で推移すると見込んだ。
- 後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、前年度比2%増で推移すると見込んだ。
- 県税徴収委託金は、委託金積算の基となる納税義務者数について、減少率(年間△0.9%)を反映して見込んだ。

○ 市債

- 臨時財政対策債は、令和2年度は、令和元年度の実績額に国の地方財政対策による対前年度伸び率を用いて算出した。令和3年度以降は、平

成30年度から令和2年度までの3年間の一本算定の平均額で見込んだ。

- 合併特例債については、法改正により活用期限が令和7年度まで延長されたことから、各課からヒアリングした投資的経費に基づき、その活用額を見込んだ。
- その他の市債については、各課からヒアリングした投資的経費に基づき、適債性を判断して見込んだ。

※合併特例債活用見込み額(借入限度額:57,869.9 百万円) (単位:百万円)

| | R1まで | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 合計 |
|-----|----------|-------|-------|-------|---------|---------|----------|
| 借入額 | 49,974.8 | 598.1 | 520.5 | 322.7 | 2,586.9 | 3,355.5 | 57,358.5 |

(令和6年度末活用可能残額:511.4 百万円)

○ ふるさと寄附金収入

- 過去の実績を勘案し、令和2年度以降、毎年30億円と見込んだ。

○ モーターボート競走事業収入

- 唐津市モーターボート競走事業「ボートレースからつマネジメントプラン2019」により、令和2年度から令和6年度までに合計100億円と見込んだ。(利益処分確定後に一般会計に繰入)

※モーターボート競走事業収入見込み額 (単位:百万円)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 合計 |
|-----|---------|---------|-----|---------|-----|----------|
| 収入額 | 4,000.0 | 3,000.0 | 0.0 | 3,000.0 | 0.0 | 10,000.0 |

○ その他の特定財源

- 歳出に連動し、過去の実績等も勘案して見込んだ。

【歳出】

○ 人件費

- 正規職員(再任用職員を含む)の推移見込み等により、職員給、議員報酬、委員等報酬、会計年度任用職員等の人件費を見込んだ。

○ 扶助費

- 児童福祉関連の扶助費については、児童手当が対象児童の自然減等で年々0.99%程減少していくものと見込んだ。
- 児童扶養手当は、受給者数は、過去3年の増減を基に算出すると減少傾向にあるが、ここ数年の所得制限見直し等により1人当たり支給額が増加しているため、令和2年度以降同額と見込んだ。
- 教育・保育施設給付費については、平成29年度の実績額をもとに伸び率を計算し見込んだ。
- 子どもの医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成は、平成29年度の実績額をもとに児童数の減少率を計算して見込んだ。
- 障害福祉サービス費は、障害者手帳の所持者数の増加や、事業所数の増加を勘案し、その伸び率を見込んだ。
- 生活保護費は、生活保護受給世帯の約60%を占める高齢者世帯が平成28年度から平成30年度まで平均2.4%増で推移しており、今後も増加すると推測される。高齢者世帯の増加により、介護扶助や住宅扶助等が増加すると予想されるものの、総人口は減少傾向であることから、令和2年度以降同額として見込んだ。
- 教育関連の扶助費については、支給対象児童生徒数は増加傾向にあるものの、児童生徒数全体は減少傾向にあることから、令和2年度以降同額として見込んだ。

○ 物件費、補助費等

- 計画実現のための歳出抑制の取組みに沿って、削減を図る。

○ 繰出金

- 受益者負担の見直しをはじめ、経営の合理化を前提に抑制を図る。

○ 投資的経費

- 計画期間内においては、投資的経費に充当可能な財源の見通しをもとに、合併特例債や響創のまちづくり基金、公共施設整備基金等を有効に活用しながら、一定の事業規模を確保し事業の進捗を図る。

○ 公債費

- 既借入分の償還に、今後借入分の投資的経費充当額及び臨時財政対策債について試算した額を加算した。

<試算方法>

| | | |
|----------------------|------|-----------------|
| ◆ 合併特例債(償還期間長期) | 5年据置 | 30年償還、年利 0.3% |
| ◆ 過疎対策事業債 | 3年据置 | 12年償還、年利 0.03% |
| ◆ 辺地対策事業債 | 2年据置 | 10年償還、年利 0.006% |
| ◆ 公営住宅建設事業債 | 3年据置 | 25年償還、年利 0.2% |
| ◆ 臨時財政対策債 | 3年据置 | 20年償還、年利 0.004% |
| ◆ 公共事業等債 | 3年据置 | 15年償還、年利 0.07% |
| ◆ 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債 | 2年据置 | 15年償還、年利 0.07% |
| ◆ 緊急防災・減災事業債 | 2年据置 | 10年償還、年利 0.006% |
| ◆ 学校教育施設整備等事業債 | 3年据置 | 25年償還、年利 0.2% |
| ◆ 社会福祉施設整備事業債 | 3年据置 | 20年償還、年利 0.08% |
| ◆ 災害復旧事業債 | 2年据置 | 10年償還、年利 0.006% |
| ◆ 一般廃棄物処理事業債 | 5年据置 | 30年償還、年利 0.3% |
| ◆ 一般補助施設整備等事業債 | 1年据置 | 5年償還、年利 0.004% |
| ◆ 一般事業債 | 2年据置 | 15年償還、年利 0.2% |
| ◆ 防災対策事業債 | 2年据置 | 10年償還、年利 0.006% |
| ◆ 緊急自然災害防止対策事業債 | 2年据置 | 10年償還、年利 0.006% |
| ◆ 公共施設等適正管理推進事業債 | 3年据置 | 25年償還、年利 0.2% |

○ その他

- 維持補修費、投資及び出資金、貸付金は各課からの積算額による所要額を見込んだ。

6 おわりに

本市では平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの「第1次唐津市総合計画」及び平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)までの「第2次唐津市総合計画」に掲げる基本理念の実現に向け、施策の展開を図ってきました。

今回、合併特例債の活用期限が令和7年度まで延長されたこと及び令和2年度から令和6年度までの「第2次唐津市総合計画後期基本計画」が策定されることから、この後期基本計画と整合を図るとともに、激変する社会経済情勢への対応を図り、総合計画推進のための財政的基盤を確立し、確實に実施していくために、この財政計画を策定しました。

そのため本計画では、市民、事業者、行政がそれぞれに「まちづくりの主体」として役割と責任を分担するとともに、施策の実施と見直しを進めるために共有すべき目標を設けています。

この目標の実現に向け、今後の取り組みにあたっては財政健全化の状況を明らかにし、市民との情報共有を進め、全庁一丸となって健全で持続可能な財政運営に努めます。

【参考】計画期間中(令和2年度～令和6年度)に想定される主な事業

1 総務関係

- ◆市庁舎建設事業
- ◆新唐津市民会館(仮称)建設事業

2 福祉関係

- ・高齢者福祉施設整備事業
- ・保育所等整備事業補助金

3 衛生関係

- ・清掃センター最終処分場整備事業

4 農林水産関係

- ・さが園芸農業者育成対策事業補助金
- ・農業基盤整備促進事業
- ・農林水産業施設整備事業

5 文化スポーツ関係

- ・体育施設整備事業
- ・唐津市野球場整備事業

6 都市整備関係

- ・浜崎駅南北線外2路線道路改良事業
- ・唐津城石垣再築整備事業
- ・市道明神線無電柱化事業
- ・市道整備事業
- ・橋りょう長寿命化事業

7 消防・防災関係

- ◆消防分署建設事業
- ・防災情報ネットワーク整備事業

8 教育関係

- ・小中学校大規模改造等事業
- ・公民館等施設整備事業
- ・小中学校普通教室等空調設備整備事業
- ・西部学校給食センター(仮称)整備事業

◆は、合併特例債充当予定事業。

※各事業の予算化にあたっては、第2次唐津市総合計画後期基本計画と本計画による財政収支見通しとの整合を図りつつ、社会経済情勢の動向を踏まえながら、事業規模等の精査を行います。

※現時点では想定できないものの、緊急度や優先度が高いと判断される事業が生じた場合は、年次毎の投資規模の範囲内での事業間調整や事業費の年度間調整などにより、着手時期を判断することとします。